

<大垣共立>Web口座振替受付サービス利用規定

1. 適用範囲

- (1) 「Web口座振替受付サービス」(以下「本サービス」といいます。)は、当行預金者(以下、「預金者」といいます。)が、当行所定の収納機関(以下、「収納機関」といいます。)の料金等の支払いに関して、預金者の使用に係るコンピューター、携帯電話等の端末機(以下、「端末機」といいます。)の画面上に表示された収納機関のウェブサイトから、預金者本人名義口座を引落口座として指定する預金口座振替を申込みことにより、後記3.(1)の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。本サービスによる預金口座振替契約の締結については、この規定により取扱います。
- (2) 本サービスは、キャッシュカード(以下、「カード」といいます。)が発行されている個人の普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)の預金者に限り利用することができます。
- (3) なお、本サービスは、当行が本サービスに利用することを承認した口座のみ利用できることとします。

2. 利用方法等

- (1) 本サービスを利用するときは、預金者は、端末機に表示された収納機関のウェブサイト上の本サービスに係る画面表示等および収納機関との間の契約書面等により本サービスでの申込内容を確認のうえ、当該ウェブサイト上に表示された本サービスに係る操作手順に従い、自ら端末機に引落口座の支店名、口座番号、カードの暗証番号等の所定事項(以下、「所定事項」といいます。)を入力し、当行宛に伝達して下さい。預金者が当行宛に伝達した所定事項が、当行に登録されている所定事項と各々一致した場合、当行は預金者からの預金口座振替の申込みがあったものと見做し、後記3.(1)に示す預金口座振替契約の締結手続を行います。
- (2) 本サービスの取扱いは、当行が定めた利用時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内であっても利用できない場合があります。
- (3) 以下の各号に該当する場合、本サービスを利用することはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 収納機関のウェブサイトにおいて購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
 - ③ 本規定に反して利用された場合
- (4) 以下の各号に該当する場合、当該口座について本サービスを利用することはできません。
 - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号等を誤って端末機に入力した場合
 - ② 当行所定の届出が提出され、カードが利用できない状態にある場合
 - ③ その他当行所定の理由により当該口座における取引を制限している場合

3. 預金口座振替契約等

- (1) 前記2.(1)による所定事項の伝達後、端末機に預金口座振替の申込みの受付確認を表す電文が表示されますので、預金者はその内容を確認し、正しい場合には確認した旨の通知を所定の方法により行うこととします。当該通知が当行所定の時限までに行われ、当行がこれを受信した場合、預金者による預金口座振替の申込みが確定したものとし、当行は申込みを承諾した旨の通知を端末

機に発信し、その内容が端末機に表示されます。この場合、当行が当該承諾通知を発信した時点で、預金者・当行間で次の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立するものとします。なお、当該承諾通知が、回線障害等の理由で届かない場合には、預金者は当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって預金者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

- ① 収納機関から当行に請求書等が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求書等記載金額を当該口座から引落しのうえ収納機関に支払うことができるものとします。
- ② 当行は、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出なしに、前号の引落しを行います。
- ③ 収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書等記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、当行は預金者に通知することなく、請求書等を収納機関に返却します。また、振替指定日に当該口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。
- ④ 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引続き取扱うものとします。

- (2) 預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより届出のものとします。なお、この届出がないまま長期間に渡り収納機関から請求書等の送付がない等相当の事由があるときは、当行は当該契約が終了したものとして取扱うことができるものとします。

4. 収納機関への情報通知

- (1) 本サービスによる預金者からの預金口座振替の申込みの確定または不成立に関し、当行は収納機関に対して当該情報を通知するものとします。また、申込みが確定し、預金口座振替契約が成立した場合、当行は預金者の当該収納機関に対する預金口座振替の申込みに関する情報を預金者に代わって当該収納機関に送信します。さらに、当該申込みに関する情報については、届出書または変更届等により預金者に代わって当該収納機関に送付するものとします。当行が当該収納機関に前記の送信および送付を行うことにつき、預金者は予め同意するものとします。
- (2) 申込みの確定に関し、当行は収納機関に対し、預金者が当行の普通預金口座を開設した際に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。

5. 免責事項

- (1) 次の各号の事由により預金口座振替契約の不能、遅延があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき
 - ② 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
 - ③ 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に語謬・遅延欠落等が生じたとき
 - ④ 収納機関の責めに帰すべき事由があったとき

- (2) 預金者以外の第三者が不正に取得した口座情報を端末機から入力することによって預金口座振替依頼を申し込んだ場合においても、当行が、入力された所定事項と当行に登録されている所定事項との一致を確認して預金口座振替契約の申込みを受付けたうちは、当行は預金者からの預金口座振替の申込みと見做して前記3.(1)に定める預金口座振替契約の締結手続きを行います。この場合に預金者に生じた障害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (3) 公衆回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、不正アクセス等がなされたことにより、預金者の暗証番号等の情報が漏洩した場合、それによって預金者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (4) 本サービスおよび本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、預金者と収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

6. 規定の変更

この規定の各条項について、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、予め変更の内容および取扱いの期日を店頭表示その他相当の方法で公表し、その期日の到来と共に変更規定が発効するものとするお取扱いをさせていただく場合があります。

7. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、〈大垣共立〉カード規定、普通預金規定、総合口座取引規定等により取扱います。

以 上